

(企業・法人等の皆さま)

企業・法人等の皆さまが学校法人に寄付する場合、法人税法の規定に基づいて、寄附金を当該事業年度の損金に算入されますので、以下の優遇措置のいずれかを選んでください。

【受配者指定寄付金制度】

「受配者指定寄付金制度」とは、鶴見大学（以下、本学）へご寄附いただく際に、日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）を通じていただくと、寄付金を全額損金扱として、税の優遇措置を受けていただける制度です。申込手続きには、本学の「奨学寄附申込書」のほかに、事業団所定の「寄付申込書」が必要となります。なお、事業団への手続きは、本学で行います。
※ご利用にあたっての事務手数料等は一切不要です。

【特定公益増進法人に対する寄付金制度】

特定公益増進法人に対する寄付金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計額
- (2) 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

▼損金算入限度額の比較

▼損金算入限度額

■受配者指定寄付金制度 ⇒指定した私立学校へ私学事業団を通じて 寄附をする	全 額
■特定公益増進法人に対する寄付金制度 ⇒私立学校へ直接寄付	(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2
■私立学校以外の一般寄付先へ寄付	(資本金等の額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

【お問合せ】

学校法人総持学園 鶴見大学 総務部総務課
〒230-8501 横浜市鶴見区鶴見2-1-3
TEL：045-580-8627 FAX：045-574-8688